別表第１（第２条関係）

事業者に係る部門別収支配分基準

１．　（略）

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等及び国際最低課税額に対する法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）にあっては、非特定需要、特定高圧需要及び特定低圧需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。）を含む。）及びその他に整理すること。

３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

（略）

法人税等

法人税等

事業税　特定需要・一般需要外部門

国際最低課税額に対する法人税等　特定需要・一般需要外部門

３　第二条第二項及び第三条から前条までの規定は、第一項の規定により様式を整理する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第二項	前項	第六条第一項
第三条	別表第一	別表第二
	前条第二項	第六条第三項において読み替えて準用する前条第二項
第四条	第二条	第六条第一項及び同条第三項において読み替えて準用する第二条第二項
	及び前条	並びに第六条第三項において読み替えて準用する前条
前条	前条	次条第三項において読み替えて準用する前条

別表第１（第２条関係）

事業者に係る部門別収支配分基準

１．　（略）

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。以下同じ。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。

３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

（略）

法人税等

法人税等

事業税　特定需要・一般需要外部門

（新設）